

商工建設常任委員会資料

令和3年8月25日
商工観光労働部



目	次	(頁数)
I 補正予算	-----	1
令和3年度一般会計補正予算 (第12号)		
II 報告承認事項	-----	6
令和3年度一般会計補正予算 (第10号)		

I 補正予算

○ 議案第1号 令和3年度 宮崎県一般会計補正予算（第12号）

商工観光労働部一般会計歳出

（単位：千円）

補正前の額	補正額	補正後の額
60,717,426	152,914	60,870,340

令和3年度 商工観光労働部予算

6月補正後予算額	601億9,193万3千円
専決額	9億9,433万8千円 (補正第10号)
今回補正額(案)	1億5,291万4千円 (補正第12号)
補正後の額	613億3,918万5千円

○課別予算一覧

会 計	課 名	6月補正後 予算額 (ア)	専決(第10号) 予算額 (イ)	今回(第12号) 補正額(案) (ウ)	補正後の額 (ア)+(イ)+(ウ)	
		千円	千円		千円	
一般 会 計	商工政策課	47,435,618	994,338	30,353	48,460,309	
	企業振興課	1,761,649	0	0	1,761,649	
	雇用労働政策課	2,006,367	0	0	2,006,367	
	企業立地推進局 企業立地課	774,024	0	0	774,024	
	観光 経済 交流局	観光推進課	6,760,374	0	0	6,760,374
		オールみやざき 営業課	985,056	0	122,561	1,107,617
		計	7,745,430	0	122,561	7,867,991
	計	59,723,088	994,338	152,914	60,870,340	
特別 会計	商工政策課	353,658	0	0	353,658	
	観光推進課	115,187	0	0	115,187	
	計	468,845	0	0	468,845	
商工観光労働部 合計		60,191,933	994,338	152,914	61,339,185	

飲食関連事業者等緊急支援事業

商工政策課

1 事業の目的・背景

飲食店等への営業時間短縮要請に伴い、直接的に大きな影響があった飲食関連事業者等に対し、これまで「飲食関連事業者等支援金」を支給している。

今後、飲食店等への営業時間短縮要請が延長等された場合、影響を受ける事業者に対して同支援金を支給し、事業継続を支援する。

2 事業の概要

(1) 補正額 30,353千円（補正後予算額 271,398千円）

(2) 財源 国庫（地方創生臨時交付金（事業者支援分））

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 事業主体 県

(5) 事業内容

① 支給対象者

対象月の売上高が前年又は前々年同月に比べ50%以上減少し、かつ、減収前の売上が10万円以上の事業者で、ア～ウのいずれかに該当する事業者

ア 営業時間の短縮要請に応じ、協力金を受給した飲食店等と直接取引のある事業者

イ タクシー事業者

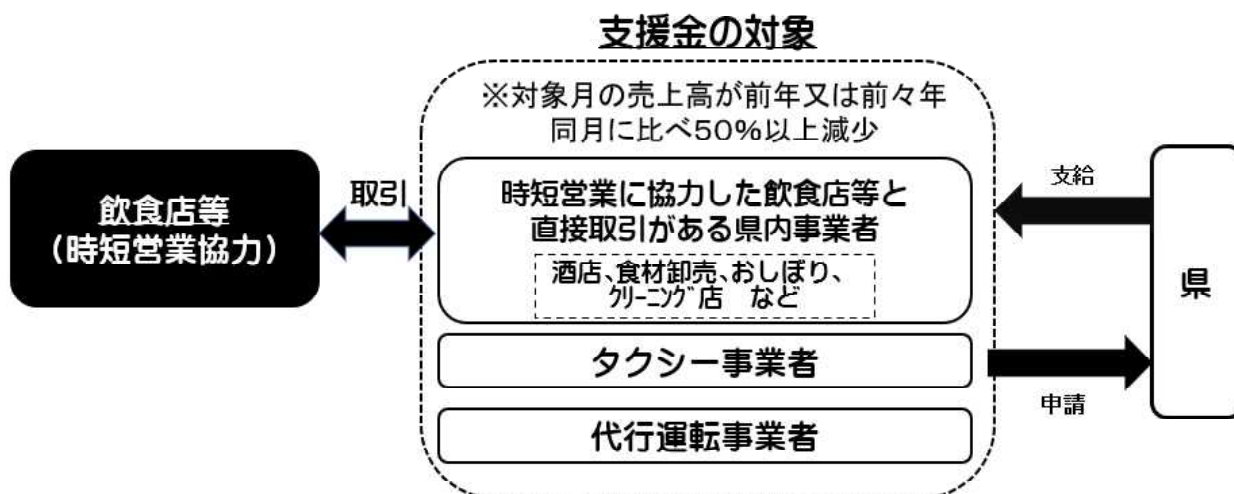
ウ 自動車運転代行業者

② 支給額

1事業者あたり10万円（月額）

3 事業の効果

特に厳しい環境に置かれた飲食関連事業者等を下支えすることにより、事業継続を図る。



4 これまでの支給実績と見込み

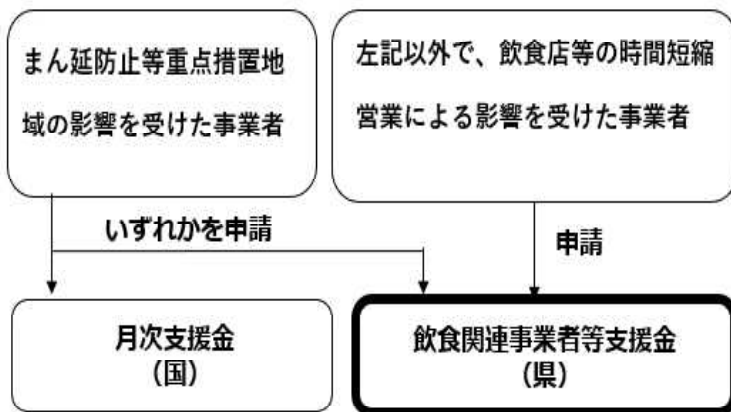
(単位：件)

時短要請の月 (地域)	1～2月 (県全域)	4月 (日向市)	5月 (宮崎市)	5月 (都城・三股)	6月 (都城・三股)
予算上の積算 A	7,250	300	1,060	211	411
実績(見込) B	917	17	(見込)250	(見込)50	(見込)100
差 A-B	6,333	283	810	161	311

→ 計1,565件、156,500千円活用可能

※8月及び9月影響分で1,840件分必要と想定すると、275件、27,500千円が不足

5 まん延防止等重点措置の対象となった場合



【月次支援金の支給額】

(前年又は前々年同月の売上)

－(当該年度該当月の売上)

ただし、

上限 法人20万円

個人10万円

想定されるケース



酒類販売事業者等緊急支援事業

オールみやざき営業課

1 事業の目的・背景

国のまん延防止等重点措置が本県に適用された場合、飲食店等での酒類提供自粛要請により大きな影響を受ける酒類販売事業者等に対し、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給することにより、酒類販売業者等への影響を緩和する。

2 事業の概要

- (1) 予算額 122,561千円
- (2) 財源 国庫（地方創生臨時交付金（協力要請推進枠、事業者支援分））
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 事業主体 県
- (5) 事業内容

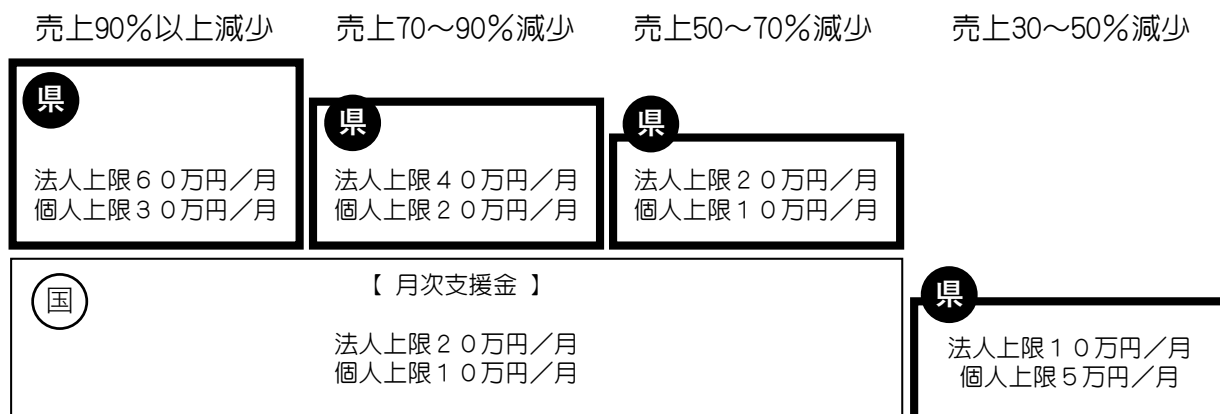
まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等での酒類提供自粛要請により、大きな影響を受ける酒類販売事業者等に対し、支援金を支給する。

① 支給対象者

対象月の売上減少割合が30%以上の酒類販売事業者及び酒類製造事業者（対象月及びその前月の売上減少割合がいずれも15%以上の場合を含む）

② 支給額（月額）

売上減少額（前年又は前々年同月の売上との比較）から月次支援金額を控除した額
※ 売上減少割合に応じて上限額を設定



《 法人で売上減少割合60%の場合 》

2019年9月売上100万円、2021年9月売上40万円

100万円－40万円－20万円（月次支援金）＝40万円 > 20万円（上限額）

3 事業の効果

特に厳しい環境に置かれる酒販事業者等の事業継続を図る。

Ⅱ 報告承認事項

専決処分の承認

○ 報告第2号 令和3年度 宮崎県一般会計補正予算（第10号）

（令和3年8月13日 専決）

1 県内事業者緊急支援事業（商工政策課）

994,338千円

補正の理由 新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正
財 源 一般財源

県内事業者緊急支援事業

商工政策課

1 事業の目的・背景

県独自の緊急事態宣言（8月11日発令）による行動要請に伴い、人流抑制の影響を受け、県内事業者は厳しい経営環境に置かれることが考えられる。

このため、売上の減少に直面する事業者に対し、県において支援金を支給することで、事業者の不安を軽減し、事業継続に繋げる。

2 事業の概要

- (1) 予算額 994,338千円
- (2) 財源 一般財源
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 事業主体 県
- (5) 事業内容

県独自の緊急事態宣言による行動要請により大きな影響を受けた事業者に対して支援金を支給する。

① 対象者

県独自の緊急事態宣言中の月の売上が、前年又は前々年の同月比で50%以上減少している県内中小企業・小規模事業者

ただし、時短要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く。

② 支給額

1事業者あたり10万円

3 事業の効果

特に厳しい経営環境に置かれた事業者を下支えすることにより、事業継続に繋げる。

